

令和8年度香川県性的少数者（LGBT）専門相談窓口運營業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度香川県性的少数者（LGBT）専門相談窓口運營業務

2 委託業務の目的

性的少数者（LGBT）当事者、その家族及び性的少数者（LGBT）の人権に関心のある方のさまざまな悩みに寄り添い、必要な助言や情報提供を行うための相談窓口業務を実施します。

3 契約限度額

955,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の内容

（1）電話相談

①相談日時

相談日：年末年始を除き、毎月第1月曜日及び第3土曜日

時間：18時から21時

※上記に掲げる日時以外についても、必要があれば相談を実施すること。

（相談には携帯電話を使用しますので、受託者が携帯電話を契約して使用料金を支払ってください。）

②相談場所

相談場所は、受託者が確保して使用料金を支払ってください。

③相談員数

1回につき2名以上

（相談員の配置計画を相談月の前月20日までに県に報告してください。）

（2）面接相談

相談者の要望により、必要に応じて実施します。

①相談時間

1回につき50分程度（月2回程度を想定）

②相談場所

相談場所は、受託者が確保して使用料金を支払ってください。

③相談員人数

1回につき2名以上

（相談員の配置計画を事前に県に報告してください。）

（3）その他の業務

①相談業務は、県が提示するマニュアルに沿って実施してください。

②業務報告書の作成等

相談ごとに相談記録票を作成して毎月県に報告するとともに、業務が完了したときは、業務完了報告書を提出してください。

5 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはなりません。

6 個人情報の取扱い

受託者が、業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければなりません。

7 守秘義務

受託者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければなりません。また、この契約が終了した後においても同様とします。

8 その他

本仕様書に記載のない事項については、県と受託者においてその都度協議の上、決定します。